

税務署
受付印

特定美術品についての相続税の納税猶予の継続届出書

____年__月__日

____税務署長

〒 ____

届出者 住所 _____
(寄託相続人)

氏名 _____
(電話番号 ____ - ____)

租税特別措置法第70条の6の7第1項の規定による特定美術品についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、同条第9項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住所	氏名
------	----	----

特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日 _____年 ____月 ____日

2 特定美術品に関する事項

① 名称			
② 員数			
③ 種類 ^(注1)	重要文化財 ・ 登録有形文化財		
④ 指定・登録年月日等 ^(注2)	指定・登録年月日	_____年 ____月 ____日	
	記号・登録番号		

3 寄託先美術館に関する事項^(注3) ^(注4)

① 名称			
② 所在地			
③ 契約期間	(自) _____年 ____月 ____日	～ (至)	_____年 ____月 ____日

4 届出期限前3年以内に特定美術品の公開が行われた期間

公開期間	(自) _____年 ____月 ____日	～ (至)	_____年 ____月 ____日
------	------------------------	-------	--------------------

5 新たな認定保存活用計画の認定状況等^(注5)

① 認定年月日	_____年 ____月 ____日		
② 認定番号			
③ 計画期間	(自) _____年 ____月 ____日	～ (至)	_____年 ____月 ____日

※ この届出書は、特定美術品ごとに作成してください。
また、この届出に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	_____年 ____月 ____日				

(資 12⑤-17-A 4 統一) (令 3.3)

(裏)
記載方法等

この届出書は特定美術品についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の6の7第9項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

- (注) 1 いずれか該当するものを丸で囲んでください。
- 2 文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。
- 3 「契約期間」欄には、特定美術品の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された特定美術品の寄託に関する契約の契約期間を記載してください。
- 4 「寄託契約の契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託契約に関する承認申請書」又は「寄託先美術館の登録又は指定の取消等に係る新たな寄託先美術館に関する承認申請書」を提出した寄託相続人(この届出書の提出期限までに特定美術品を新たな寄託先美術館の設置者に寄託していないものに限り、)は、「名称」欄に提出した申請書、提出した年月日及び税務署名を記載してください。その場合には「所在地」欄及び「契約期間」欄の記載は不要です。
- 5 この届出書の提出期限前3年以内に特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けた場合に記載します。
- なお、「認定保存活用計画」とは、文化財保護法第53条の2第3項第3号に掲げる事項が記載されている同法第53条の6に規定する「認定重要文化財保存活用計画」又は同法第67条の2第3項第2号に掲げる事項が記載されている同法第67条の5に規定する「認定登録有形文化財保存活用計画」をいいます。
- 6 この届出書の届出期限は、相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日になります。

(添付書類)

- 1 寄託先美術館の設置者が発行する「寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続して行われている旨」及び「この届出書の提出期限前3年以内に寄託先美術館において特定美術品の公開(公衆の観覧に供することをいいます。)が行われた期間」を証する書類
- ※ 上記(注)4に該当する場合には、上記の添付書類は不要です。
- 2 「5 新たな認定保存活用計画の認定状況等」欄の記載がある場合には、当該認定保存活用計画に係る計画書の写し及び当該認定に係る通知書の写し